

## お知らせワイド

### 令和4年度も 市民活動応援券を ご活用ください！



令和4年度はオレンジ色です。  
有効期間：令和4年4月1日～  
令和5年3月31日

応援券は、市から地域まちづくり協議会へ交付し、皆さんは、地域まちづくり協議会の事業に参加するなどして、応援券を取得することができます。各地域まちづくり協議会が、どの事業などで配付するかを決めます。

### 取得した応援券の使い方

#### 1. サロンや自治会、子ども会、学童保育などの活動に、登録団体へ依頼して来てもらうことができます

個人で取得した応援券を持ち寄って、「市民活動応援制度冊子」に掲載の登録団体（提供先が「個人」と記載の登録団体に限る）へ、教室の開催や演奏の披露などを依頼できます。

#### 2. 市民同士で自由に使用することができるので、必要としている人に譲ることができます

#### 3. 冊子に掲載されている登録団体へ寄附することができます

#### 【寄附方法】

- ①登録団体への直接寄附
- ②寄附ボックス（市民協働センター「みらい」）への投函
- ③寄附ボード（地域まちづくり協議会の行事などで臨時に設置）への投函

### 令和4年度市民活動応援制度冊子ができました

登録団体を紹介しています。

#### 【配置場所】

- 各地区コミュニティセンター
- 本庁
- 関支所
- あいあい
- 林業総合センター
- 市立医療センター
- 市民協働センター「みらい」

※冊子を希望する人には、まちづくり協働課  
市民協働グループ（本庁1階）でお渡しします。

**問合せ** まちづくり協働課市民協働グループ（☎84-5008）



## お知らせワイド

### 18歳から大人に！ 消費者トラブルに巻き込まれないために！

令和4年4月1日から、民法改正により成年年齢が20歳から18歳に変わりました。未成年者が契約するには、親などの法定代理人の同意が必要です。その同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた「未成年者取消権」によって取り消すことができます。成年に達すると、親の同意を得なくても自分の意思で契約できるようになりますが、未成年者取消権は行使できなくなるため、安易に契約を結んでしまうとトラブルに巻き込まれる可能性があります。消費者トラブルに巻き込まれないために、契約に関する知識や正確な判断ができる力を身に付けましょう。

市ホームページに消費者トラブルの事例を掲載していますので、ご確認ください。また、消費者庁のLINE公式アカウント「消費者庁 若者ナビ！」にて、消費者トラブルの情報を発信していますので、ご活用ください。

### 消費者トラブルで困ったときは

契約によっては、取り消しや解約ができる場合があります。契約後でも疑問に思ったり、困ったり、不安に感じたりしたときは、一人で抱え込まず、早めに消費生活センターへご相談ください。

**相談窓口** 鈴鹿亀山消費生活センター（☎059-375-7611）



消費者庁  
消費者  
ホットライン



消費者庁  
18歳から大人  
特設ページ



消費者庁  
LINE公式アカウント  
消費者庁 若者ナビ！

**問合せ** まちづくり協働課市民協働グループ（☎84-5008）